

インフルエンザ予防接種についての説明書

【接種対象者】

- 1 接種当日65歳以上の方
- 2 接種当日60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい（身体障害者手帳1級相当）を有する方

【接種費用】 1,500円

【接種回数】 1回

【接種に必要なもの】 予診票、マイナンバーカード(個人番号カード)や運転免許証等の本人確認書類

1 インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。

典型的なインフルエンザの症状は、38度以上の発熱、頭痛、全身の倦怠感、関節痛、筋肉痛などが突然現れ、咳、鼻水等もみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強いのが特徴です。特に高齢者や、年齢を問わず免疫機能が低下している方は、肺炎を合併する等、重症になることがあります。

2 有効性

最も大きな効果は、「重症化予防」です。65歳以上の高齢者については、予防接種を受けなかった方と比べて発症は約45%、死亡は約80%防ぐことができたと報告されています。

3 副反応

予防接種後、下記(2)(3)の症状を認めた場合は、医療機関を受診してください。

(1) 比較的多くみられる副反応

接種部位の赤み、腫脹、疼痛、発熱、頭痛、悪寒、倦怠感等

※通常2～3日で消失します。

(2) まれに起こる副反応

ショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、発赤、掻痒感（かゆみ）、呼吸困難等）

(3) その他、重度の副反応

ギラン・バレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障がい、黄疸、喘息発作等

4 予防接種を受ける前に

(1) 一般的な注意事項

- ア インフルエンザ予防接種は、本人が希望する場合に接種を行います。有効性や副反応等を十分理解した上で接種を受けてください。
- イ 本人の意思確認ができない場合、本市の費用助成による接種を受けることはできません。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ア 接種当日、明らかに発熱（通常37.5度以上を指す）を認めている方
- イ 重篤な急性疾患にかかっている方
- ウ 過去にインフルエンザワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな方
- エ その他、医師が不適当な状態と判断した方

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師と相談が必要な方

- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患のある方
- イ 過去にけいれんの既往がある方
- ウ 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる方
- エ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある方
- オ インフルエンザワクチンの成分に対して、アレルギーを起こすおそれがある方

5 予防接種後の一般的な注意事項

- (1) 接種後24時間以内の健康状態の変化、特に30分以内の急激な健康状態の変化には注意し、観察しておく必要があります。
- (2) 接種当日の入浴は差し支えありません。
- (3) 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過度な運動や飲酒は避けましょう。

6 予防接種健康被害救済制度について

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出たり、障がいを残す等の健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。予防接種による健康被害が生じた場合には、こども家庭・保健センターにお問合せください。

問合せ先
芦屋市こども家庭・保健センター
予防接種担当
〒659-0051 芦屋市呉川町14番9号
TEL:0797-31-0655
FAX:0797-31-1018
※お電話の際は、電話番号をよくお確かめのうえ
おかけ間違いのないようお願いします。